

令和2年7月16日

各市町等教育委員会事務局
指導事務主管課長 様
学校保健担当主管課長 様

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

学校における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

学校における感染症対策については、これまで通知してきたところであり、各学校において、新型コロナウイルス感染症の感染予防に適切に対応いただいているところ
です。

しかしながら、県内において新たな感染症患者が確認されるなど、感染拡大が心配
されており、引き続き登校前の検温など基本的な感染症対策を行うことが重要です。

については、県立学校に新型コロナウイルス感染症対策について別添（写）のとおり
依頼していますので、参考にしていただき、各学校において感染症対策に努めていた
だきますよう改めてお願いします。

つきましては、貴教育委員会所管の各学校に周知いただきますようお願いします。

記

送付文書

（写）学校における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

事務担当	三重県教育委員会事務局 保健体育課健康教育班 柚木 歩 TEL : 059-224-2969 E-mail : hotai@pref.mie.lg.jp
------	---



令和2年7月16日

各県立学校長 様

保健体育課長
福利・給与課長

学校における新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

学校における感染症対策については、これまで通知してきたところであり、各学校において、新型コロナウイルス感染症の感染予防に適切に対応いただいているところ
です。

しかしながら、県内において新たな感染症患者が確認されるなど、感染拡大が心配
されており、引き続き登校前の検温など基本的な感染症対策を行うことが重要です。
については、各学校における感染症対策を改めて徹底するよう指導願います。

記

<学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について>

（1）基本的な感染症対策の実施

①感染源を絶つこと

- ・家庭において登校前の検温を行い、発熱等の風邪の症状がある場合には自宅で
休養することを徹底する。
- ・登校時の健康状態の把握をする。
- ・登校時に発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒については、保護者に連絡して
速やかに下校させる。

②感染経路を絶つこと

- ・手洗い（登校時、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後、共
用の器具や用具等の使用前後など）を徹底する。
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物
は1日に1回以上消毒する。

③抵抗力を高めること

- ・「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう
指導する。

（2）集団感染のリスクへの対応

①換気を徹底する

- ・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上）、2方向の
窓を同時に開けて換気を行う（空調使用時においても換気は必要）。

②身体的距離を確保する

③マスクを着用する

- ・近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、基本的には常時マスクを着用する。
- ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外す。ただし、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をする。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。

(3) 教職員の感染症対策

- ・教職員においても、児童生徒と同様、感染症対策に取り組むほか、マスクを着用する。
- ・毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状がみられる場合は、自宅で休養する。

(参考)

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン
(令和2年6月5日事務次官通知)
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)

事務担当 保健体育課 健康教育班 柚木 歩

TEL : 059-224-2969 FAX : 059-224-3023

福利・給与課 福利健康班 植島 郁

TEL : 059-224-2939 FAX : 059-224-2990